

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

兵庫県太子町
平成 20 年 3 月策定

■現 状

地方公共団体の技能労務職員は、その職務の性格や内容が、民間企業の従業員と類似しているにもかかわらず、給与が高額ではないかとの指摘や批判が全国的に多くなされているところであります。また、厳しい財政状況が続いている状況からも、技能労務職員の給与等についても総合的な点検をし、適正な給与制度の確立と運用をすることが必要であると考え、本町の技能労務職員の給与についてお知らせするとともに今後の取組方針を策定しました。

■給与等

(1) 技能労務職の給与

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
太子町	52 歳 4 か月	339,714 円	366,161 円	360,975 円
うち学校給食員	49 歳 2 か月	335,700 円	365,240 円	355,169 円
うち用務員	58 歳 9 か月	346,800 円	360,704 円	360,704 円
うち自動車運転員	57 歳 8 か月	403,700 円	432,701 円	432,701 円
うちその他	50 歳 8 か月	318,700 円	346,415 円	342,228 円
国	48 歳 8 か月	287,094 円	-	320,514 円
兵庫県	47 歳 8 か月	348,444 円	423,412 円	391,872 円
類似団体	48 歳 0 か月	286,981 円	315,880 円	304,818 円
民 間			(参考)	
対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A) / (B)	
調理師	40.4 歳	253,300 円	1.45	
用務員	53.7 歳	228,900 円	1.58	
自家用乗用車 自動車運転員	52.5 歳	286,200 円	1.51	

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 16～18 年の 3 か年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

国、県、町等のデータは平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。

平均給与月額とは基本給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当など、月ごとに支払うこととされている諸手当の全てを含んだ額です。また、平均給与月額(国ベース)は、その中から時間外勤務手当を除いたものです。

(2) 技能労務職員の年齢別職員構成の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	20 歳未満	20 歳～23 歳	24 歳～27 歳	28 歳～31 歳	32 歳～35 歳	36 歳～39 歳	40 歳～43 歳	44 歳～47 歳	48 歳～51 歳	52 歳～55 歳	56 歳～59 歳	60 歳以上	計
職員数							2		1		4		7

(3) 技能労務職のその他給与に関する事項

ア 給料表 技能労務職給料表(国の行政職給料表(二)級を合成したもの)を適用しています。

イ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に前 1 年間ににおける勤務成績に応じ、4 号給を標準として昇給します。また、57 歳を超える場合は 2 号給に昇給が抑制されます。人事評価が本格導入されると、能力評価の結果によって昇給号給数が決定されます。

■今後の考え方

定員管理計画に基づく限られた職員数の中で、技能労務職は、退職不補充とし既存事業の見直しや民間の力を活用した業務委託及び指定管理制度等の導入を検討します。また、給与については、人事院勧告、兵庫県人事委員会の勧告に基づき運用しているところであり、今後においても適正な給与制度・運用を図ります。

■ 具体的な取組内容

技能労務職員の給与は、平成 18 年 4 月 1 日の給与構造改革において、見直しを行いました。民間の職種等の比較を行うと、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものでなく、単純比較はできませんが、高額ではないかという指摘があることから、今後においては国、県及び民間の同種の職種の給与に留意しながら、適正な運用に努めます。

■ その他

技能労務職員の定員については、退職者の不補充を基本とし職員数の削減に取り組んでおります。また、平成 22 年度末には、3 名となることから、職員の配置についても適正かつ効率的な運用に務めていきます。